事業番号 0005

| 東日本大震災復興関連事業(平成23年度第3次 | | | | | | | クシート | 不田力 | | 答省) | |
|---|---|------|---------|--------|-----------|---|---|-------|--------|-------------|---|
| 事業名 | | | | | | 当部局庁 | 异) 矯正局 | 作成責任者 | | | |
| 事業開始・ | | | | | | | | | | | |
| 終了(予定) 年度 | 平成23年度 | | | | 推 | 3当課室 | 総務課 | | 総務課長 | 富山 | 聡 |
| 会計区分 | 一般会計 | | | | | II-5-(2) 施策名 矯正施設における収容環境の維持及び適正な 処遇の実施 | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な 条項も記載) | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 関係 第94条 | | | | | 通知等 | 「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」 | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内) | 刑事施設において、小型建設機械科の職業訓練を拡大し、受刑者に同機械の運転技術を付与することで資格取得を促進し、土木関係等の業種への就労を支援するとともに、被災地のがれき撤去等の復興需要に応える。 | | | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以 内。別添可) | 受刑者の出所後の円滑な就労を支援するとともに、被災地の復興需要に応えるため、月形刑務所及び川越少年刑務所において、訓練用の小型建設機械と教材を整備するとともに、資格取得に必要な受験手数料を措置し、受刑者に対し職業訓練を実施する体制を構築する。 | | | | | | | | | | |
| 実施方法 | ■直接実施□□ | 業務委割 | _ 託等 | 口補 | 助 | □貸ſ | 寸 □その他 | _ | _ | _ | |
| 23年度予算額 | 当初 | 第 1 | 1 次補正 | | 第23 | 欠補正 | 第3次補正 | | Ħ | | |
| (単位:百万円) | | | | | | | 28 | | 28 | | |
| 成果目標(アウトカム) | 成果指標 | 単位 | 23年度 | 標値(年度) | 涅 | 動指標 | 活動指標 | 単位 | 立 23年度 | 医活動見 | 込 |
| | 資格取得者数 | 人 | 20 | | ※上段(| プウトプット) ()書きは予算措 資に係る見込み | 2庁20名(各庁10 予算額:27,652千 | | (2 | 20名 |) |
| 単位当たり コスト | 74, 076(円/人) | | | | Ŋ | 『出根拠 | 7 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | | | |
| 事業所管部局による点検 | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | 内 | 容 | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。 | | | | | | 「復興への提言」において、「被災地や避難先において犯罪を防止する取組が行われるべきである」こと、「基本方針」において、再犯防止に向けた取組として、「復興に向けた労働需要の高まりに対応した刑務作業・職業補導を実施する」ことが挙げられている。 | | | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | | | | 被災地においては、今後の復興・都市再生に向けた取組も含め、小型建設機械を利用した土木等の関係職種の労働需要は、今後中長期にわたり高い状態が続くものと見込まれる。 | | | | | |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との 役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | | | | | | | | | | | |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | | | | | | これまで刑事施設において実施してきた小型建設機械科職業訓練については、平成20年度から平成22年度までの3年間で、約300名が受講し、訓練修了者の全てが資格を取得している。 | | | | | |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | | | | | | 再犯防止のための刑事施設における取組は, 国が責任を持って実施 すべきものである。 | | | | | |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | | | | | | 小型建設機械の職業訓練については、就労支援対策として既に刑事施設8庁で実施しているところ、本事業は、震災からの復興支援対策として、同訓練を新規に2庁に追加し10庁に拡大するものである。 | | | | | |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | | | | | | に着手する | がなされ次第, 小型建 。同訓練対象者及び資 切に管理される。 | | | | |